

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

労 働 大 臣 殿

住 所 〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番19号
辰沼建物ビル5階②申請者 氏 株式会社 ジェイテック
代表取締役 藤 本 彰

職業安定法第32条の3第1項の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
④事 業 所 名 称 (ふりがな)	株式会社 ジェイテック
⑤事 業 所 所 在 地 (ふりがな)	〒 TEL 03-5205-3640 ----- 〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番19号 辰沼建物ビル5階 -----
⑥適用開始・変更予定日	平成 年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙、届出制手数料に係る料金表のとおりである。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40 %
求人の充足を容易にするための相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40 %
特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 400,000 円 活動1日あたり 40,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40 %
就職を容易にするための求職者に対する相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40 %

(注) 紹介手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を越える場合は、50/100を限度とする。